

11 地域における医師の確保対策について

地域において適切な医療を享受できる体制を整備するため、医師不足地域の医師確保対策を充実すること。

【背景理由等】

四国の各県においては、山間部や離島などのへき地のみならず、県庁所在地以外の医療機関を中心に依然として深刻な医師不足が続いており、医師確保対策が課題となっています。

このような中、国は、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、令和6年12月25日に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定しました。

今回策定された対策パッケージにおいては、医師養成課程を通じた取組のほか、医師確保計画の実行性の確保、地域偏在対策における経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組みなどの幅広い取組等を組み合わせた総合的な対策を進めることとしております。

一方、各取組の実施に関しては、実効性のある医師偏在対策となるよう、地域の実情を十分踏まえながら進めていただく必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）「重点医師偏在対策支援区域」における経済的インセンティブを実施するための必要な財源確保と適切な配分

各都道府県が地域の実情を踏まえ設定した「重点医師偏在対策支援区域」において、勤務医や派遣医師等への手当増額支援などの経済的インセンティブを適切に実施できるよう、国においては、都道府県ごとに予算額の上限を設定した配分を行うのではなく、必要な財源を確保した上で、地域の実情を十分に把握・分析し、適切に配分すること。

（２）専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築

専門医資格の更新について、更新１期目までに最低１年間を医師が比較的少ない都道府県で勤務し診療実績が認定された場合は、更新に必要な講習の受講が一部免除となるが、１年間の勤務は義務ではないことから、当制度の効果は不透明である。医師養成課程を通じた偏在対策を推進するため、比較的医師が少ない都道府県で勤務することを義務とするなどの実効性のある対策を講じること。また「比較的医師が少ない都道府県での勤務」については、各県が策定した医師確保計画での医師少数区域等とはもとより、周産期医療に携わる産科・小児科の医師など、地域での確保が困難な診療科を対象とするなど、地域の実情に即した制度設計とすること。